

川崎市地区まちづくり審議会 市民委員を募集します！

川崎市地区まちづくり審議会は、学識経験者及び市民で組織し、地区まちづくりの推進に関する重要な事項を調査審議するために置かれたものです。（年 1 回程度開催）

川崎市の「地区まちづくり」とは、市民等が主体となって、身近な地区で行う土地や建物に係る居住環境の維持又は改善に関する活動です（※詳しくは、市ホームページ上の「地区まちづくり育成条例について」をご覧ください）。

市のこれからの地区まちづくりについて意見を述べ、検討する市民委員を募集します。

●申込資格

令和8年7月1日時点で次の項目すべてに該当する方

- (1) 年齢18歳以上の方
- (2) 本市に引き続き1年以上居住している方
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない方
- (4) 市職員でない方（市退職職員は、申し込むことができます。）

●募集人数

2人

●任期

令和8年7月1日から令和10年6月30日（2年間）

●申込方法

次の書類を、市HP・持参・郵送・FAXにて担当課へ提出してください。

(1) 申込書

次の①～⑥を記載したもの（申込書の様式は自由です。）

- ①氏名（ふりがなを振ってください）、住所、電話番号、性別、生年月日
- ②現在の職業
- ③市民となった日
- ④職歴（主なもの）
- ⑤市民活動の経験の有無（地域での活動、ボランティア活動等の経験がある場合は、その内容を記載してください。）
- ⑥応募理由（簡潔に記載してください。）

(2) 小論文

テーマ「市民主体のまちづくり活動について思うこと」

（800字程度とし、様式は自由です。）

※提出いただいた書類は返却しません。

●申込期限

令和8年4月30日(木)

（郵送の場合は締切当日の消印有効。持参の場合は、土日祝日を除く 8:30～17:00）

●選考方法

- (1) 川崎市地区まちづくり審議会公募委員選考委員会を設置し、書類選考します。
- (2) 選考の結果については、6月中旬までに申込者全員に通知します。

●担当課

〒210-8577（左記の専用郵便番号の記載があれば住所は省略できます。）

川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎19階）

川崎市 まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当

Tel: 044-200-3025（直通） Fax: 044-200-3969

電子メール: 50keikan@city.kawasaki.jp

審議会ホームページ: 市ホームページで『地区まちづくり審議会』と検索ください。

